

生活行為向上マネジメント 活用の効果と実用性

- 158-165 **1** 生活行為向上マネジメントの概要と適用範囲
●石川隆志
- 167-171 **2** 通所・訪問での活用の実際
●谷川真澄
- 172-178 **3** 老人保健施設における在宅復帰支援と生活行為向上
マネジメント
●三浦 晃
- 180-184 **4** 生命を尊ぶりハビリテーションだから
—生活行為向上マネジメントの可能性
●葉山靖明
- 186-191 **5** 急性期（早期医療）での活用
●長谷川敬一
- 193-196 **6** 生活行為向上マネジメントの普及に寄せる今後の展望
●土井勝幸



この4月の介護報酬改定において、通所リハビリテーションに「生活行為向上リハビリテーション実施加算（以下、生活行為向上リハ）」が新設されることになった。この生活行為向上リハは、平成20年度より5カ年にわたり厚生労働省の老人保健健康増進等事業の研究として日本作業療法士協会が取り組んできた成果物である。

これから生活行為向上リハを身近かつ有用なものにしていくためには、単に作業療法士の専売特許とするのではなく、高齢者・障害者にかかわる関係職種すべてが、その手法と効果を理解して活用する文化を早急に構築する必要性を感じる。

生活行為向上リハの普及、そして定着を心より願う。

企画担当 ● 佐藤浩二（大分岡病院，作業療法士）